

平成 18 年 11 月 16 日

協力企業作業員の負傷の調査結果について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 18 年 11 月 2 日、定期検査中の当所 4 号機の海水熱交換器建屋（非放射線管理区域）^{*1}において、残留熱除去系^{*2}の海水ポンプの点検作業を行っていた協力企業作業員 4 名が、ポンプの回転軸（長さ約 6.7m、重さ約 450kg）を専用の台車^{*3} 2 台に載せて手で押さえながら移動していたところ、1 台の台車が傾いて回転軸が落下し、作業員のうち 1 名が回転軸と床との間に右手の小指をはさんで負傷しました。このため、業務車で病院に搬送しました。

診察の結果、「右小指挫創」と診断され、通院加療することになりました。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

(11 月 6 日お知らせ済み)

調査の結果、移動作業を始めた際に台車が傾いて回転軸が落下し、回転軸と床との間に右手の小指をはさんで負傷するに至った原因は、以下のように推定しました。

- ・ 回転軸の専用台車（車輪 4 個）の各車輪にはストッパーが付属するが、回転軸を移動する準備として台車のストッパーを解除すべきところ、ロック／解除の位置が確認しづらかったため、誤って一部の解除位置にあったストッパーをロック側にしてしまった。
- ・ 回転軸を載せた台車を移動する際、回転軸に直接力を加えて台車を移動しようとした。

対策として、当該台車について、車輪ストッパーのロック／解除の位置を確認しやすくするとともに、台車に直接力を加えて安定した移動ができるように大型化し、手すりを取り付けることとします。

以 上

* 1 : 海水熱交換器建屋

機器を冷却するための海水系熱交換器やポンプなどを設置している建屋。

* 2 : 残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）や非常時に原子炉水位を維持する系統。

* 3 : 専用の台車

当該ポンプ点検作業時にポンプの回転軸を移動するための台車で、車輪が 4 個あり、各車輪には、ストッパー（ロック／解除）がある。なお、移動操作の手すりはない。